地域産業政策と 中小企業振興基本条例

2011年11月2日 大津市 慶應義塾大学 植田浩史

本日のトピックス

- □ 中小企業振興基本条例(以下条例)の経緯
- □ 条例の意義と役割
- □ 条例を役立てたケース
- □ 条例制定後の問題 自治体の中小企業振興 政策の難しさ
- □ これからの自治体における中小企業振興の 課題
- □ 同友会の役割

中小企業振興基本条例の経緯 実質的なスタートは1979年墨田区

- □ 条例のスタートは? 実質的な最初の条例は 1979年の墨田区
- □ 墨田区は、高度成長期に都内最大の中小製造業企業が集積した地域→70年代のドルショック、石油ショックで事業所数の減少=中小企業(特に製造業)の減少が地域経済・社会にとって大きな影響を与えるという危機感の存在⇔自治体が独自に中小企業支援に取り組む例は多くない

中小企業振興基本条例の経緯 墨田区条例の意義

- □ ①自治体が独自に中小企業を振興しようとい う例が少ない中で、自治体独自の積極的な対 応を明確にしていった
- □ ②地域企業の具体的な姿を調査し、現実の状況に対応した施策を検討しようとしたこと
- □ ③中小企業振興会議を設置し、中小企業振興 のための議論と具体策検討の場を設けたこと
- →今日においても墨田区モデル(条例、調査、振 興会議)=三点セット、の有効性が

中小企業振興基本条例の経緯 2000年代以降の広がり

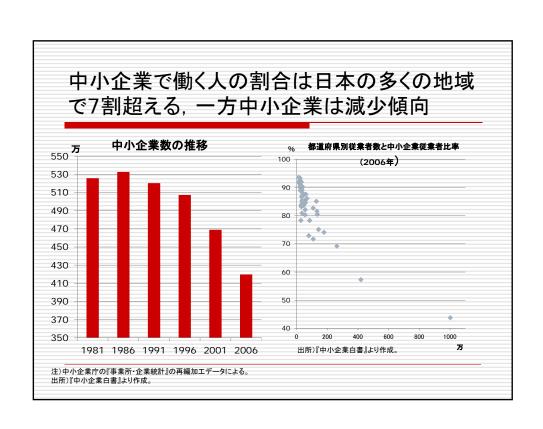
- □ ①中小企業基本法の改正=地方の独自の役割
- □ ②地域産業政策の柱としての条例
- □ ③地域経済の要としての中小企業
- □ ④地域経済の疲弊=危機感の高まり
- □ ⑤中小企業憲章2010
- □ ⑥条例の実効性 モデルになるケースと「でき ちゃった条例」

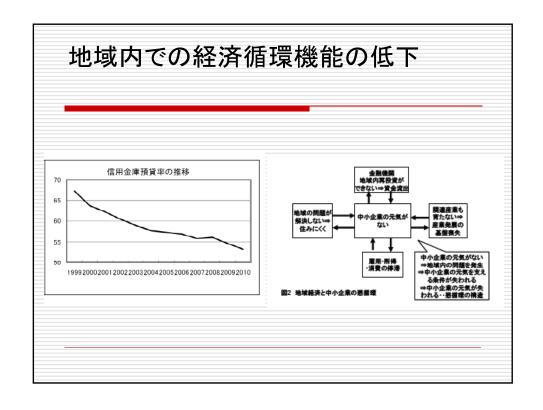
中小企業基本法の改正 地方自治体の位置づけの変化

- □ 1963年 旧中小企業基本法「地方公共団体は、 国の施策に準じて施策を講ずるようにと 努めな ければならない」(第四条)
- □ 1999年 新中小企業基本法 「地方公共団体の 責務」として「地方公共団体は、基本理念にのつ とり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を 踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経 済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び 実施する責務を有する」(第六条)

地方自治体の位置づけと役割の変化

- □ 地方自治体の役割 ①自ら施策を策定し、実施する責務 ②国が日本経済の成長発展を促進する中小企業の創出を中小企業政策の柱とする中で、地域経済循環の担い手としての中小企業の存在を支える役割を実質的に地方自治体が担っていく必要が
- □ 法律上に加え、実際上も





大企業中心の時代の終焉 21世紀は中小企業がリードしていく

- □ バランスのとれた持続的成長と市場・産業の創造 ⇒中小企業の役割の重要性 意志決定と行動の機敏性 市場・地域・消費者・地域資源に近い
 - 市場・地域・消費者・地域資源に近いフレキシビリティとネットワークの高さ・・・
- □ それぞれの地域において生活と経済を支える 地域で生活・安全・安心を支える中小企業 中小企業は地域経済、地域社会の要=雇用、 生活、社会

条例の意義と役割 条例とは

- □ 地方自治体が地域の中小企業の役割を重視 し、その振興を行政の柱としていくことを明確 にするために策定される理念条例
- □ 地域における中小企業の役割、中小企業振 興への自治体の責務、中小企業者等の責務 、経済団体等の責務、市民の責務などに言及
- □ 名称 中小企業振興基本条例、地域産業振 興条例、等々

条例の意義と役割

一般的意義

- □ 自治体組織内部に、自治体の中小企業振興 に対する姿勢を明確に→全ての施策、部署は 中小企業振興を重視
- □ 地域内企業等、自治体の外部に自治体として の姿勢を明確に→「この地域では中小企業大 事にされる」
- □ 首長、担当者などが代わっても自治体の姿勢 は変わらないことを担保する=姿勢の連続性

条例の役割と意義 戦略的意義

- □ 中小企業振興の位置づけの強化
- ・自治体施策内における中小企業振興施策一都市計画、教育、雇用・・との関連性
- ・地域経済振興策としての中小企業振興施策の 重視
- □ 地域の関連する機関、組織、団体を総動員
- □ 中小企業振興を実施していくための起爆剤

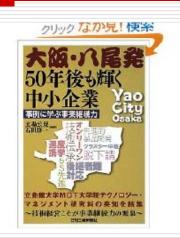
地域経済政策 「中小企業振興」と「地域産業振興」 「特定の地域内産 B産業 業をどのように発展 C産業 させるのか」を課題 A産業 とするのが「地域産 業振興」政策 産業に関係なく、 中小企業 「中小企業の操 業、創業、経営な どに関係する振興 策」が「中小企業 振興」

「地域産業振興」と「中小企業振興」

- □「新産業育成」「ハイテク産業育成」等→近年強まる 「地域産業振興」策=難しさ
- □ 既存の「地域産業振興」 商店街振興、地場産業振興など=既存の枠組みでの対応
- □「中小企業振興」 産業を特定しない、前向きな企業 への支援→個々の中小企業を出発点とした施策
- □ 東日本大震災で示された「水産加工業」振興策の難 しさ 縦割り行政とバリューチェーンへの対応の困 難

条例を役立たケース 大阪府八尾市 ①八尾の特徴

- □ 2001年 制定
- □ 地域産業政策に条例を 明確に位置づけ、基本 条例を軸に地域産業政 策を展開=墨田区の三 点セットを踏襲
- □ 短期間に地域産業政策 を体系化
- □ 基本条例の位置づけを 再認識させた



条例を役立たケース 大阪府八尾市 ②条例を核に

- □ 産業集積都市の中で最も政策的に遅れた都市→97年の 中小企業都市サミットのころから他都市の事例を意識的 に吸収し、短期間に政策を展開
- □ 八尾市中小企業地域経済振興基本条例、基本計画などで「産業集積」を重視=「地域経営」の根本の一つとして
- □ 公・民・学の協力体制
- □ 大学との「包括提携」、中小企業サポートセンター、地域 再生計画「ものづくりのまち・八尾」担い手育成計画など新 たな展開
- □ 役所内の人材育成=公募方式(やる気のある職員を積極的に活用、専門職的な位置づけ、経済産業局など外部に派遣)

条例を役立てたケース 大阪府八尾市 ②条例を核に

- □ 1997年から短期間に集中的に産業振興の体制と仕組みを 整えてきた =後発性の利益を最大限に活用
- □ まず現状を把握 調査、企業訪問、担当部局内部での問題 共有(製造業実態調査)
- □ 市民や中小企業との協働(産業振興会議)
- □ 市の仕事に位置づけさせる(総合計画、基本条例など)→ 他部門との協力(ex.教育委員会…)
- □ 真摯な中小企業者の地道な活動(竹渕地区のユースシンク 21など)
- □ 国からも注目→施策のモデルの対象に

条例を役立たケース 大阪府八尾市 ③八尾モデル

- □ 八尾の特徴=①後発性の利益(先駆的自治体の経験の徹底的活用)、②定石(産業振興会議の設置、振興条例、基本計画での位置づけ)、③職員の積極的な企業訪問とネットワーク作り(企業を知っていることの強み)、④予算の使い方のうまさ(効率性、機動性)、⑤職員の意識的な育成、⑥国の施策の積極的な利用、⑦専門家の活用⇒短期間にさまざまな施策を体系的に打ち出す=「八尾モデル」→他の自治体にも展開(*その一つの例が大東市)
- □ 地域の中小企業支援、ものづくりのまち・中小企業の まち八尾の押し出しの一方、八尾の産業の将来的な 姿、産業政策的な発想は不十分

条例を役立てたケース 北海道帯広市 ①その特徴 制定前

- □ 帯広市条例 2007年3月制定
- □ 制定前 数年をかけた危機意識、問題意識の 共有 仕掛け人 中小企業家同友会→市役所 , 商工会議所等→制定前の1年間は毎月の 勉強会 →その過程で、何を目的に条例を作 るのか、誰が条例後の中小企業支援に関わっ ていくのかを共有

条例を役立てたケース 北海道帯広市 ②その特徴 制定後の議論

- □ 制定後、政策として具体化させていくために役所 に産業連携室の新設、帯広市中小企業振興協議 会を開催
- □ 産業連携室 中小企業の視点から、農業、商業、 製造業、サービス業を結びつけ、問題解決を図っ ていく 地産地消を活性化させていくための地元 のパン屋等への支援と小麦問題「ゆめちから」 →行政と地域企業、関連業者等の連携
- □ 協議会 条例の内容を実行していくための「産業振興ビジョン」策定、産業振興会議へ

条例を役立たケース 北海道帯広市 ③条例実効化への条件

- □ 地域内での中小企業・地域産業支援、新商品開発、地域経済振興、などの取り組みを把握し、総結集を図っていく=「北の屋台」「地産地消」「食品加工技術センター」等々
- □ 自治体と中小企業経営者、経済団体との問題 意識の共有、信頼関係
- □ 前進する中で生じる問題を協働で解決→中小 企業の視点に立った対応

条例制定後の問題 自治体の中小企業振興政策の難しさ ①条例の目的

- □「できちゃった条例」
- □ 条例の目的 理念条例である以上一般的であり、 抽象的→そのままでは何も進まない
- □ 条例で何をするのか、何が変わるのか、誰がどの ように関わるのか、などに関する展望がないまま 、条例ができ、何も変わらない、ことが少なくない
- □ 条例制定前の関係者での徹底した議論と問題意 識の共有、条例ができることによって何が変わっ ていくのかへの展望

条例制定後の問題 自治体の中小企業振興政策の難しさ ②目標設定と検証

- □ 中小企業振興、地域経済政策における目標 設定の難しさ=環境が厳しいときには政策が 求められるが、効果は数字に出にくい、のが 特徴
- □ 目標は議論の上、設定した上で、毎年の対応 と結果との関係は慎重に検討することが必要 →単純な数値上の成果にはなじまない問題
- □目標設定の手続き、検証・評価の方法

条例制定後の問題 自治体の中小企業振興政策の難しさ ③広がり

- □ 行政、経済団体、中小企業経営者、関連機関 等の間で議論を通じた問題意識、現状認識の 共有がベース
- □ 常に担当者が同じではない→担当者が代わる度に新たに共有が必要
- □ 条例に関する基本的な知識と問題意識をどれ だけ広範に共有していくのか

条例制定後の問題 自治体の中小企業振興政策の難しさ ④県と市町村

- □ 中小企業振興、地域経済振興における県レベルと市町村レベルでの役割の違い→実際の 条例ではあまり意識されていない
- □ 県としては、①「指導性」、モデル ②県が実 効性の面で優位にある課題(公設試の活用、 産学連携、他の課題との連携等々)、先行で きる課題 ③県ができないこと などを意識する 必要

これからの自治体における中小企業振興の課題

- □ 条例によって中小企業振興、中小企業を柱にした地域経済の構築を図っていく→中小企業を中心にさまざまな施策を組み立てていく「中小企業課」のようなものがあってもいいのでは
- □ 経済のグローバル化、グローバル競争の激化の時代に耐えられる中小企業づくり、地域経済づくりかどういった企業、どういった地域経済なのかかではローバルという場面で差別化能力・競争力を持つ企業、地域という文脈の中で価値を持つ企業の二つのタイプの必要性

同友会の役割

- □ 自覚的に条例制定運動=全国での運動の蓄積+ 条例や憲章に対する理解の「高さ」
- □ 運動におけるバランス感覚(大人の対応)
- □ 条例の内容の具体に最も近い位置(具体化を最も実践しやすい)にあると同時に、条例によるメリットを最も受けられる=八尾や帯広でも同友会企業の対応が目立つ→真摯に学び、地域への貢献を果していこうとする同友会企業が発展していくことは、結果として地域の発展につながることへの確信